

開 会(午前 9時00分)

○大石健一委員長 おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから所沢市第5次総合計画審査特別委員会を開会します。

傍聴の方に申し上げます。傍聴席においては発言をしたり議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了承ください。

それでは最初に、一言ごあいさつをさせていただきます。

おはようございます。

このたび所沢市第5次総合計画審査特別委員会の委員長を拝命いたしまして、まことにありがとうございます。全員で行う委員会ということが開催されるのは初めてということで、本当に身が引き締まっております。この8年間の基本構想とそして前期基本計画4年間を、皆さんとともにしっかりとしたものにつくってまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。(拍手する人あり)

続きまして、副委員長からごあいさつをお願いします。

○石本亮三副委員長 おはようございます。

副委員長を拝命いたしました石本でございます。とにかく初めての試みなので、皆様のご協力、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手する人あり)

○大石健一委員長 これより席次の決定を行います。

席次につきましては、ただいまご着席の席をもって決定させていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

大変ありがとうございます。

それでは、ただいまご着席の席をもって席次を決定させていただきます。

ここで傍聴の方に対する資料の配付ですが、決算特別委員会に準じまして、この議案資料を閲覧していただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

ありがとうございます。

それでは、閲覧してもらってください。

初めに、本特別委員会に付託された議案第97号「所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」の審査のため、お手元に配付しております別紙の1、(1)のとおり、分科会を設置することとし、第1分科会は総務常任委員会、第2分科会は教育福祉常任委員会、第3分科会は市民環境常任委員会、第4分科会は建設水道常任委員会を充てる各分科会の会長、副会長は各常任委員会の委員長、副委員長とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、本特別委員会に分科会を設置し、第1分科会は総務常任委員会、第2分科会は教育福祉常任委員会、第3分科会は市民環境常任委員会、第4分科会は建設水道常任委員会を当て、各分科会の会長、副会長は各常任委員会の委員長、副委員長とすることに決しました。

次は、幹事会です。

次に、本特別委員会に、議案第97号「所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」の審査のため、お手元に配付しております別紙の1、(2)のとおり、幹事会を設置することとし、矢作委員、荒川委員、脇委員、石本委員、水村委員、村上委員、私、大石、島村委員、高田委員、浅野委員、西沢委員、岡田委員、浜野委員を幹事会委員とし、幹事会会長を私、大石、幹事会副会長を石本委員とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

それでは、本特別委員会に幹事会を設置し、矢作委員、荒川委員、脇委員、石本委員、水村委員、村上委員、私、大石、島村委員、高田委員、浅野委員、西沢委員、岡田委員、浜野委員を幹事会委員とし、幹事会会長を私、大石、幹事会副会長を石本委員とすることに決しました。

審査範囲に移ります。

次に、本特別委員会に付託されました議案第97号「所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」の審査は、お手元に配付をしております別紙の大項目の2、審査日程及び審査範囲の中の(1)審査範囲のとおり、基本構想及び前期基本計画の「1 はじめに」及び「2 総合的に取り組む重点課題」を幹事会へ、前期基本計画の各章を4分科会へ分割委託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号の審査については、基本構想及び前期基本計画の「1 はじめに」及び「2 総合的に取り組む重点課題」を幹事会へ、前期基本計画の各章を4分科会へ分割委託することに決しました。

審査範囲は、幹事会が、基本構想及び前期基本計画の「1 はじめに」及び「2 総合的に取り組む重点課題」、第1分科会は、前期基本計画第2章及び第8章、第2分科会は、前期基本計画第3章及び第4章、第3分科会は、前期基本計画第1章、第5章及び第6章、第

4 分科会は、前期基本計画第 7 章と決しました。

次に、審査の日程について。

審査の日程については、お手元に配付しております別紙の 2 の審査及び審査範囲の(2) 審査日程のとおり、幹事会を12月 3 日及び12月17日の 2 日間、分科会を12月 6 日の 1 日間とすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、審査日程については、幹事会を12月 3 日及び12月17日の 2 日間、分科会を12月 6 日の 1 日間とすることに決しました。

次は、審査会場の決定です。

審査会場につきましては、お手元に配付しております別紙の一番下段の 3 のとおり、所沢市第 5 次総合計画審査特別委員会及び幹事会は全員協議会室、分科会は各委員会室とすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号の審査会場は、所沢市第 5 次総合計画審査特別委員会及び幹事会は全員協議会室、分科会は各委員会室とすることに決しました。

次回の特別委員会は、12月17日金曜日幹事会の終了後開催いたします。

以上をもって散会いたします。よろしく願いいたします。（拍手する人あり）

散 会（午前 9 時 1 1 分）